25年度から、公的年金等にか 10月分から引き落と 金からの特別徴収 対象となる方

部変更となるもので、新たな税 これは、住民税の納税方法が一 り特別徴収(引き落とし)され 負担は生じません。 から引き落としが始まります。 る方は、10月分の年金支払い分 かる住民税が新たに公的年金よ 保険料が特別徴収されている方

月1日に老齢基礎年金等を受給

している65歳以上の方で、介護

を受けた方のうち当該年度の4

前年中に公的年金等の支払い

税・都民税納税通知書をご覧く に送付した平成25年度特別区民 引き落とされる税額は、6月

※次の方は対象となりません

○老齢基礎年金等の年額が18万

円未満の方

国民健康保険料お

○老齢基礎年金等から所得税額

ざまな事業を行っています。 関する給付金支給をはじめさま 父母の支援として、就労支援に 就労支援のための各種給付金の支給等 自立が困難なひとり親家庭の お母さんを支援 期間中の生活費の負担を軽減す 格取得を目指すひとり親家庭の 就職に有利で収入増に役立つ資 父母に対し、養成機関での修業

以外の方は月額70、500円 間のうち最大2年間を上限。 のあった月から修業期間の全期 込まれる方[支給対象期間]申請 は月額100、000円、それ 成機関で修業し、資格取得が見 [支給額]住民税非課税世帯の方 の資格取得のため、2年以上養

います。給付金を受けるために の2種類の給付金事業を行って

は、福祉事務所に事前に相談す

ため、「高等技能訓練促進費」

理学療法士、理・美容師等] 看護師、介護福祉士、保育

ひとり親家庭の父母を支援する

経済的自立を目指し修業する

入学生のみが対象となります。 ※父親については、平成25年度 る目的で給付金を支給します。

と「自立支援教育訓練給付金」

給付金の支給

○高等技能訓練促進費

安定した生活を営むために、

受給者および同様の所得水準の

する父親、母親で児童扶養手当

人 20歳未満のお子さんを扶養

ることが必要です。

たない方 料を控除した額が住民税額に満 よび後期高齢者医療制度の保険

や口座振替により納めていただ

年2月の年金支払い分から特別

残額を10月・12月・平成26

対象となる税額

民税額 (所得割額と均等割額) 公的年金等の所得にかかる住

月・8月に特別徴収(仮徴収) 等にかかる年税額から4月・6

した額を差し引いた残額を、10

徴収方法

村に納入します。 して特別徴収を行い、各区市町 年金支払者が特別徴収義務者と 年6回の公的年金支払い時に

徴収として6月・8月に納付書 の2分の1に相当する額を普通 万]公的年金等にかかる年税額 [今年度から新たに対象となる

引き落としが中止となり、普通

支給停止などが発生した場合は、 への転出、税額の変更、年金の

引き落とし開始後、江東区外

30日以内に要申請) を支給(養成訓練の修了日より 負担した受講料の一部を助成し 教育訓練講座を受講した場合、 それ以外の方は25、000円 ○自立支援教育訓練給付金 就労に役立てるために必要な

000円以下は対象外 相当する額(上限10万円)※4 [給付金] 支払った費用の20%に

> する緊急一時保護施設の入所相 要とする母子または女性が利用

談も行っています。一人で悩ま

審査)や、DV(配偶者暴力) 生活支援施設への入所相談(要 帯を対象に自立支援を行う母子 の養育が十分に行えない母子世 す。その他、18歳未満のこども 生活の相談に応じ支援いたしま 悩み、こどもの就学問題など、

母子自立支援員

からの避難等、緊急に保護を必

www.kyufu.javada.or.jp/ 度検索システム(ll http:// 格については、教育訓練給付制 険制度の教育訓練給付指定教育 kensaku/T_M_kensaku) やド 訓練講座等。具体的な講座・資 [対象となる講座・資格] 雇用保

生活全般の相談・支援 ひとり親家庭のお母さんに

があり、貸付限度額・据置期間

償還期限が資金により異なり

金、生活資金など12種類の資金

|資金の種類||修学資金、転宅資

ます。詳細は母子自立支援員に

目指す方、ぜひお申し込みくだ

|締||各研修実施日の前

日

お貸しします(要審査)。

経済的に自立して安定した生活

母子家庭の母親等を対象に、

を送るために必要とする資金を

家庭の母親が抱える、経済的な 母子自立支援員が、ひとり親

> 引き落としが中止となる場合 支払い分から特別徴収 月・12月・平成26年2月の年金 (本徴

公的年金からの特別徴収の方法

今年度(平成25年度)から対象となる方 普通徴収

特別徴収(本徴収) 6月(1期) 8月(2期) 10月 | 12月 | 平成26年2月 年税額の1/4

	一州、	十九世	只 リノ 1 / 2	-	力、 +	ト1元台只0ノ1/0
	特別徴収(仮徴収)			特別徴収(本徴収)		
м	4月	6月	8月	10月	12月	平成26年2月
兑 湏	各月、平成25年2 月と同額			各月、年税額から仮徴収し た額を控除した額の1/3		

○母子家庭の母親等で、20歳未の母子家庭の母親等で、20歳未 満のお子さんを扶養している方 [城東地区の方] 保護第二課母子 [深川地区の方] 保護第一課 **3**(3645)3106 昨 移額 がんになるといわれています。 乳がんは早期に発見できれば

☎(3637)2707 マンモグラフィ 開診

の方向け

ずお気軽にご相談ください。

母子福祉資金の貸付

けスキルアップ研修を実施して の向上や職員の自己啓発の支援 する利用者の個別ニーズに対応 を図るため、区では介護職員向 できる専門知識・技術の習得を 介護保険制度の改正や多様化 介護事業所におけるサービス

介護技術」「認知症研修」など多彩な8講座 、ップ研修受講生

講座により異なり50~80人(抽護事業所に勤務する方※定員は 内をご確認ください ージメント、排泄介助・感染症 選) 費 無料 内 スト 時場 申込用紙に添 人区内介 レスマネ 付した案

る方法) により納めていただく ことになります 徴収(納付書や口座振替で納め

早期発見の

(3647)8001

[昨年度から対象の方]公的年金

現在日本では16人に1人が乳

受診券を送付済みですので、

がん検診も実施中

のために検診の受診

を

月順

診方法などはお問い合わせくだ は申込制で実施しています。 ましょう。胃がん・肺がん検診 年2月20日(木)までに受診し だ受診していない方は、平成26

受

健康推進課健康づくり

係

(3647)9487

(3615)7171

です。大腸がん・前方 券(またはクーポン券)を送付 象者の方には、6月中旬に受診 連絡ください。 ない方、昨年度未受診の方はご 済みですが、転入等で届いてい 検診を実施しています。検診対 見のため検診を受診しましょう。 え、正しい知識を持ち、早期発 乳がんを身近な問題としてとら 死亡数は増加傾向にあります。 治癒率が高いにもかかわらず、 診対象者の方には、 また、各種がん検診も実施中 区では、乳がん・子宮頸がん

乳がん検診 子宮頸がん検診 平成26年2/20(木)まで 40歳以上の偶数年齢 20歳以上の偶数年齢 に達する女性区民の に達する女性区民の 方(昭和49年3月31日 方(平成6年3月31日 以前に生まれた方) 以前に生まれた方) 1,000円 600円 問診・視触診 問診・視診・子宮頸 部細胞診・内診 モグラフィー

6月中旬に 立腺がん検 検診期間 費用 検診項目

※対象者の年齢は平成26年3月末日現在 ※前年度住民税非課税者・生活保護受給者等は無料

所定の申込用紙(区ホーム

要事項を記入し、委託事業所の

ページから入手できます)に必

5月下旬に発送しています 問 福祉課指導担当

☎(3647)496

